

新しい地方経済・生活環境創生交付金活用（恋人の聖地事業）
「須坂市文化財デジタルアーカイブ化及び文化財情報コンテンツ等統合整理事業」
にかかる業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、少子高齢化等の社会背景もあり、継承が困難となってきた伝統行事や無形民俗文化財などの伝統文化の保存と次世代への継承と、文化財データの整理活用をすすめ、文化財の伝統的価値の共有によるシビックプライドの醸成と次世代への継承を図るため、これらのデジタルアーカイブ化を行うことに加え、市の文化財情報コンテンツ等を統合整理し、市公式ホームページ（以下、「市公式ページ」という。）上に移行・集約することで、市の文化財情報へのアクセス機会の一層の向上を促進するものである。これにより、誰もが時間や場所を問わず、デジタル化した歴史的資料等について閲覧を可能にし、児童生徒の地域学習や市内外の生涯学習や研究資料等、幅広い世代や対象に教育や学術的利活用の促進、須坂市の文化的特徴や魅力を発信することを目的とする。

2 業務の期間

- (1) 伝統的行事及び無形民俗文化財の映像化とデジタルアーカイブ化
契約締結日から2026年3月31日（火）まで
- (2) 文化財情報コンテンツ等の統合整理及び市公式ページへの移行支援
契約締結日から2026年1月30日（金）まで

3 業務の内容

- (1) 伝統的行事及び無形民俗文化財の映像化とデジタルアーカイブ化
以下の伝統的行事について、既存の資料や新たに映像撮影した動画データなどを用いて、高品質なデジタルコンテンツとして保存する。
以下の作品ごとに、継承等を目的とした通常版（長尺版）と、PR等を目的としたダイジェスト版（短尺版）の2本を作成すること。（計8本）
作成作品1：屋部町 祭事
作成作品2：健御名方神社（本郷町・大谷町・高橋町） 祭事
作成作品3：高梨町 祭事
作成作品4：中島町 祭事
- (i) 撮影・編集について
 - ① 内容のノウハウ（作法や振る舞い、準備行為なども含む。）について、次世代への継承が可能な形で記録保存映像を撮影・編集すること。
 - ② 撮影計画や作成動画のシナリオなどについて市や関係団体と事前に協議すること。
 - ③ 民俗芸能等については、準備行為も含めて撮影すること。
 - ④ 映像撮影にあたっては十分に関係団体と事前に打合せを行うこと。

- ⑤ メインのビデオカメラは必ず業務用カメラを使用し、映像の画質は4Kウルトラハイビジョンデジタルデータ以上で収録すること。マルチカメラによる記録が望ましい。
- ⑥ 専門家や市による監修を受けること。必要に応じて、撮影対象に関する背景資料の収集や関係者への取材調査を行い、撮影・編集に反映すること。
- ⑦ 作品ごとの時間制限は設けない。ただし、ダイジェスト版については、それぞれの作品につき、3～5分程度とする。

(ii) 成果品について

- ① 作成した全ての作品データについて、市が指定した形式に変換したデータを記録保存用デジタルデータとして光ディスクに収録して各5枚（ただし作成作品2は15枚）計30枚を納品すること。
- ② 4つのそれぞれの作品データについて、3～5分程度に編集したダイジェスト版を作成し、各5枚（ただし作成作品2は15枚）計30枚を納品すること。
- ③ 撮影した映像については、チャプターと字幕及びBGMを付けること。内容については、市と都度協議すること。
- ④ 作成した全ての作品データについて、YouTube にアップロード可能な形式に変換し、光ディスクに入れて納品すること。

(iii) 映像コンテンツ作成にあたっての留意点について

- ① 長期にわたって利活用が可能な内容とすること。
- ② 世代を超えて一般的に親しみやすい内容とすること。
- ③ 教育機関でも活用ができ、若い世代に地域の歴史や文化を継承する手助けとなる内容とすること。
- ④ 閲覧者の興味関心を促し、実物体験や来訪促進の契機となる内容とすること。

(2) 文化財情報コンテンツ等の統合整理及び市公式ページへの移行支援

現在、須坂市で管理している文化財等紹介ページ「須坂のまるごと博物館」について、2025年度で保守契約期間が満了することに伴い、同ページを市公式ページ内に移行を予定している。移行先は原則として、「市公式ページトップページ→観光・文化・スポーツ→文化・歴史」内（以下、「移行先ページ」という。）とする。

市公式ページの編集作業については、市職員が専用のコンテンツ管理システム（CMS）を用いて行うため、本業務では移行方針の提案と作成素材の提供のみを業務とし、受託者によるコンテンツ管理システム（CMS）操作は行わない。

移行先ページ内にあるメニュー（フォルダメニュー）内の情報には「須坂のまるごと博物館」に掲載されている情報と重複する内容もあるため、移行にあたっては重複情報の確認と再整理も併せて行う。

現在、9つのフォルダメニュー（①文化財・史跡、②蔵の町並み、③重要伝統的建造物

群保存地区、④須坂市の歴史、⑤伝統芸能・祭り、⑥芸術文化芸術活動・イベント、⑦読書支援活動、⑧博物館・文書館・文化財保存活用倉庫等、⑨文化会館・美術館等文化施設等)があるが、情報参照や活用の促進を図るという視点から、フォルダメニューの再構成(統合や新設)と各フォルダメニューに含める内容について提案すること。

本業務「3 業務の内容(1)伝統的行事及び無形民俗文化財の映像化とデジタルアーカイブ化」で作成した動画の紹介や動画閲覧を可能とするページも内容として含めるものとする。

なお、閲覧者における文化情報への理解促進や興味関心など、参照効果を高めるため、「移行先ページ」以外のフォルダメニュー(「観光・イベント」フォルダへの移行とリンク設置など。)に移行する提案も可能とする。また、独自提案として、現行の「須坂のまると博物館」や市公式ページに掲載されていない情報を新たに盛り込む提案も妨げない。

統合整理後のフォルダメニュー案については、公募プロポーザル審査における企画提案書に含めて提案するものとする。(統合する情報や削除する情報がある場合には、それが明確に分かるよう、統合整理前後のメニュー体系図等を用いて分かりやすく示すこと。)

最終的な移行方針は、業務委託契約締結後に市関係課と改めて打合せの機会を設け、十分な協議を行った上で確定させること。

(参考)

文化財等紹介ページ「須坂のまると博物館」

<https://suzaka-marugotomuseum.jp/>

須坂市公式ホームページ

<https://www.city.suzaka.nagano.jp/index.html>

「須坂のまると博物館」ページの移行方針については、別添「須坂のまると博物館ページ移行方針」のとおりであり、移行対象となるのはページ番号1から24までとする。

(i)「文化財を探す」のページ(ページ番号20)について

現在の「須坂のまると博物館」ページ内における「文化財を探す」のメニューでは「時代」、「地域」、「分野」、「文化財の体系」等を選択することで参照したい文化財を絞り込んで検索が可能な仕様となっている。

今後の利活用の点からも、同ページについては同等以上の機能を維持しての移行を行う。

市公式ホームページは、ウイングアーク NEX 株式会社による保守管理がなされていることを踏まえ、本業務のうち「文化財を探す」のページ移行にあたっては受託者から同社への再委託により業務を行うこととし、移行の手続きや費用面等にかかる調整についても受託者と再委託先で行うものとする。

なお、「文化財を探す」のページと同等機能を有するページを市公式ホームページ内に新設する費用については、受託者から以下に直接問い合わせること。

【問い合わせ先】

ウイングアーク NEX 株式会社

営業本部 公共クラウド営業企画部 営業企画チーム

連絡先メールアドレス：tomita.hi@wingarc.com 担当：富田様

提案時に提出する見積書については、本費用を含んだ見積額を記載することとし、契約締結後に本費用が増額又は減額となる事由が生じた場合でも、本業務の契約金額に変更は及ばないものとする。(本費用が増額となる場合であっても、移行後のページについて、現行ページと同等の機能を維持したものとする。)

(ii) 「文化財を探す」以外のページ (ページ番号 1~19、21~24) について

市で公式ホームページのコンテンツ管理システム (CMS) を操作して、移行作業を行うため、移行作業を円滑に行うための作成素材 (テキスト、画像等) の作成、整理と分類等を行う。

対象ページは、別添「須坂のまるごと博物館ページ移行方針」に一覧で記載しているコンテンツページのみとする。(目次ページは含まない。) 地図 (マップ) についても作成素材の対象に含めるものとする。

なお、作成素材データについては、現行の文化財等紹介ページ「須坂のまるごと博物館」のページ管理者 (運営会社) (株式会社 ADK クリエイティブ・ワン) から取得すること。著作権及び肖像権などにより取得ができない画像等については、新たに撮影を行うなどして代替品を成果品として納品すること。

(iii) 成果品について

以下のデータについて、光ディスクにデータを一括で保存し、3枚納品すること。

① 移行対象ページ (ページ番号 1~19、21~24) のテキストデータ

(独自提案により新設するページがある場合はそのデータを含む。)

別添「納品テキストデータイメージ」に沿って作成すること。

※ページ番号ごとに作成すること。

※タイトル部分が分かるようフォントサイズを変えること。

※画像挿入部分が分かるよう、文字色を変えて明示するとともに、写真の説明文も添えること。

※画像データとの照合が容易となるよう、画像番号を記載すること。

(例：写真 1_001)

② 画像データ

※ページ番号ごとにフォルダを分けて分類すること。

別添「画像格納フォルダイメージ」により分類すること。

※画像形式は JPEG 形式とし、現行ページに表示されている画像の画角は維持し

たものとする。(トリミングをしないこと。)

※画像データには番号を付け、①と照合が容易となるようにすること。

(例：写真 1_001)

4 履行期限

成果品等の納期限は、契約締結時に別途定める。

5 委託料

8,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※予算上の上限額であって予定価格ではない。

6 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

なお、「3 業務の内容」のうち(2)文化財等紹介ウェブサイトのページ移行にかかる業務支援(i)「文化財を探す」のページ(ページ番号 20)については、事前の報告及び承認は不要とする。

7 権利の帰属

本事業において、受託者が作製・納品した著作物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、全てこれを本市に譲渡するものとする。また、受託者は本件著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、高崎市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

9 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

10 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

11 その他

- (1) 受託者は、本業務で知り得た情報及び本業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務での個人情報の取り扱いについて、市の指示に従うものとする。
 - ① 受託者は信義を守り、誠実に履行しなければならない。
 - ② 本業務の実施に当たり、一部を再委託する場合は、委員会にその業務内容と再委託先の業者について報告し、承諾を得ること。
 - ③ 本仕様書に明記されていない事項又は、疑義が生じた場合は、受託者は事務局と協議の上、その指示に従うものとする。

12 担当部署

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地 1

須坂市社会共創部文化スポーツ課

担当：寺沢（課長）千葉（担当者）

電話：026-248-9027（課専用）

ファクシミリ：026-248-8825

電子メール：bunkasports@city.suzaka.nagano.jp